



ご存じですか？

住宅用火災警報器の悪質な訪問販売に注意してください！

改正消防法の施行により、住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、新築住宅については平成18年6月1日から義務付けられましたが、既存住宅については市町村で設置期限を定めることとされており、京都市内においては、平成23年5月31日までに設置する必要があります。

これに伴い、市内において、一般家庭を訪問し強引に住宅用火災警報器等の設置契約を結ぶ業者が出没していますので、ご注意ください。

「住宅用火災警報器の設置が法律で義務付けられました。今すぐに設置しないと法律で罰せられます」と言われた。

「電話の点検に伺います」などと事前に連絡があり訪問を受けたが、実際は、住宅用火災警報器の訪問販売で、勝手に住宅用火災警報器を取り付けて、高額な契約をさせられた。

「法律違反になり罰せられる」などと不安をあおり、住宅用火災警報器の設置を急がせるような業者には注意しましょう。

必要がなければ、「要りません」ときっぱり断りましょう。

消防職員を装い「消防署の方から来た」と言われ、法外な値段で住宅用火災警報器を売り付けられた。

既に住宅用火災警報器を設置していたが、「住宅用火災警報器は、専門の業者により定期的に点検する必要がある」と言われた。

「消防署の方から来た」「京都市から依頼されている」などと公的機関を装う場合もありますが、消防署や市役所などの公的機関が、家庭を訪問して住宅用火災警報器等を販売することは絶対にありません。また、特定の業者に販売を委託することはありません。

住宅用火災警報器の点検は個人で簡単に行うことができます。専門の業者が点検する必要はありません。

訪問販売での契約はクーリング・オフの対象です

訪問販売で住宅用火災警報器等を購入した場合にはクーリング・オフをすることができるので、市民総合相談課（市民生活センター）（TEL 256-0800）へご相談ください（クーリング・オフについては7ページをご覧ください）。

また、住宅用火災警報器の設置に関する不明な点は、最寄りの消防署または消防局予防部（TEL 212-6673）へお問い合わせください。

